

様式 1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 山崎 まゆみ 〕

①研修テーマに即した所感

講義中の先生のご指摘について

- (1) a 正副議長の任期について、当議会は地方自治法の定めと異なり、議員任期と異なっている理由の説明が不十分であることと、b 全協を設ける理由の説明が不十分なので、当町議会で改めて a,b について話し合う必要があると思います。
- (2) 地方自治法第 132 条について、「無礼の言葉を使用してはならない」に反し、議員どおしで悪口雑言、陰口を言うケースがしばしば見られるが、改善すべきであると思います。
- (3) 見直しの議論ではありますが、先生のご指摘で第 5 条と第 16 条の重複（議会の情報公開に関する事）ほか、かなり重複の部分があるため、見直し議論の際には、精査できると良いと思います。
- (4) 議会基本条例第 8 条、12 条についての先生のご指摘は「コロナ禍であっても町民との意見交換はオンラインなどですることは不可能ではないので」という点はごもっともであると思います。with コロナ, after コロナの状況で「コロナ言い訳にできない」のではなく、「できるようにしていく」手立てを考えて実行していかないといけないと思います。
- (5) 議会基本条例の第 1 条の『目的』についての条文について、先生から「抽象的すぎである。むしろ前文の方が具体的に書かれている」と言うご指摘をいただきました。ごもっともであると思います。この箇所につきましても、見直し作業をする際に検討出来ればよいと思います。
- (6) 議会基本条例第 21 条第 1 項；よくよく検証した結果、見直しが必要などころは協議していくこと、基本条例だけでなく、例規についてもそうであるというご指摘は、その通りであると思いますので、折を見て検討する機会を設けると良いと思います。
- (7) 東員町議会基本条例は法令の規制とは別目的の規定であるという先生のご指摘でした。先生のこのご指摘は策定以後、我々にとって初の見地です。今後見直し議論の時に、議員相互で確認できれば良いと思います。
- (8) 議会基本条例の条文で誤字のご指摘をいただきましたが、改めれる機会があれば検討すべきであると思います。

その箇所とは＝1議会基本条例第 2 条第 1 号の

行財政運営が⇒行財政運営を

2議会基本条例第 21 条第 1 項の

即した⇒則した

②今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか

先生にお話しいただいた通りで、議会基本条例とは「住民のための議会として、

議会本来の機能を発揮できるようにしていくために策定されたはずのものである」

東員町議会基本条例第 21 条のとおり、まずは、東員町議会基本条例の内容通りに、議会運営がきちんと行われていたかをきちんと検証すべきです。検証作業のあとで、文章のみを修正するとか、いろんな修正の必要個所が出てくと思います。

小林先生の講義の中で、我々が議会基本条例策定後初の検証作業を効果的に進めていくための道筋をお話しいただき、有益な内容をたいへんわかりやすくお話していただきました。

議運委員会を中心に検証の仕方について決めていき、まず検証して、さらに見直しが必要なら条文の修正についても検討していくこと。

昨年度、議会で検証と見直しができなかった分、今年度中に可能な範囲で議員の皆さんと協力して、進行していけたら良いと考えます。

③その他

コロナ禍や災害時など危機状況でも、議会としての役割を発揮し続けられる、そんな議会を目指して、議運委員会で審議を重ね検証作業を進行していけたら良いと思います。

今回小林先生にご指導戴きましたが、今後も継続して議会運営上で、ご指導、アドバイスを小林先生に戴けるような環境にしていいただけると当町議会において必要であると思いますので、ご検討をお願い致します